

為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第三条第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行つた」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行つた」と、同条第七号中「第二百六十六号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、第三百九十八条乃至第四百条、第四百二条若しくは第四百十三条」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第六十八条第二項若しくは第七十一条第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。(合議制)

第十一條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

第二十六条の規定にかかるらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

2 第四条第一項若しくは第二項、第五条、第四十一条第一項若しくは第二項前段、第四十二条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項又は第六十一条第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみです。呼出状若しくは同行状を発し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を嘱託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を嘱託し、又は第二十四条第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める处分についても、同様とする。(裁判官の権限)

3 判事補は、第一項の合議体に加わることができる。

2 第十二条 前条第一項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第七十二条第一項及び第二項並びに第七十三条の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

2 第十三条 裁判官は、前条第二項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

2 精神保健審判員は、前条第二項の評議において、精神障害者の医療に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

(評決)

2 第十四条 第十一条第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一一致したところによる。

(精神保健参与員)

2 第十五条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

(精神保健参与員)

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

2 第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第八十九号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

(指定の辞退)

2 第十七条 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするとときは、辞退の日の一年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならぬ。

(指定の取消し)

2 第十八条 指定医療機関が、第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十六条の規定に違反したとき

(照会)

2 第二十二条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行つため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(実際の取調べ)

2 第二十四条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる。

2 第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に規定する事務を行つたため必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

(資料提供の求め)

2 第二十三条の二 対象者の後見人若しくは保佐人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

2 一 第三十八条(第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。)第六十条に規定する生活環境の調査に関する事務。

2 二 第百一条に規定する生活環境の調整に関する事務。

2 三 第百八条に規定する精神保健機関相互間の連携に関する事務。

2 四 第百八条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関する事務。

2 五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(社会復帰調整官)

2 第二十条 保護観察所に、社会復帰調整官を置く。

2 一 行方の知れない者

2 二 当該対象者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

2 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

2 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2 五 未成年者

2 一 保護者となるべき者の順位は、次のとおりとし、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となる。ただし、第一号に掲げる者がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるとときは、家庭裁判所は、利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

2 二 後見人又は保佐人

2 三 配偶者

2 四 前二号に掲げる者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

2 五 市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が保護者となる。ただし、対象者の居住地がないときは、又は対象者の居住地が明らかでないときは、その対象者の現在地を管轄する市町村長が保護者となる。

2 第二十二条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行つため必要があると認めるときは、所在地とする。を管轄する保護観察所

(照会)

2 第二十三条の三 前条の規定により定まる保護者がないときは、対象者の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が保護者となる。ただし、対象者の居住地がないときは、又は対象者の居住地が明らかでないときは、その対象者の現在地を管轄する市町村長が保護者となる。

2 第二十四条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる。

2 第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に規定する事務を行つたため必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

(資料提供の求め)

2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員（精神保健審判員を除く。）にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

3 第一項の事実の取調べのため必要があると認められるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これをすることができない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

5 裁判所は、対象者の行方が不明になつたときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

（意見の陳述及び資料の提出）

第二十五条 檢察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。

（呼出し及び同行）

第二十六条 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。

2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第一項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定めた住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対して、同行状を発することができる。

（同行状の効力）

第二十七条 前条第二項又は第三項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した

時から二十四時間以内にその身体の拘束を解かなければならぬ。ただし、当該時間内に、第

三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があつたときは、この限りでない。

（同行状の執行）

第二十八条 第二十六条第二項又は第三項の同行

状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれ

を執行させることができる。

2 檢察官が前項の囑託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。

3 檢察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。

4 外で同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。

5 ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

（意見の陳述及び資料の提出）

第二十九条 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段、第四十二条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者に対する同行状を執行する場合には、必要な限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船艤内に入ることができる。

（出頭命令）

第三十条 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。

2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。

3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付与することができる。

4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。

5 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

（審判期日）

第三十一条 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。

2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。

3 審判期日における審判は、公開しない。

4 審判期日における審判においては、精神障害者の精神障害の状態に応じ、必要な配慮をしなければならない。

5 裁判所は、検察官、指定医療機関（病院又は診療所に限る。）の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する社会復帰調整官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。

6 保護者は（第二十三条の三の規定により保護者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。）の市町村長については、その指定する職員を含む。及び付添人は、審判期日に出席することができる。

7 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。

8 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出頭しない場合、又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。

9 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。

（記録等の閲覧又は謄写）

第三十二条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写を

することができない。

2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する社会復帰調整官又は付添人は、次条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあつた後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。

（検察官による申立て）

第三十三条 檢察官は、被疑者が対象行為を行つたこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第二条第二項第二号に規定する確定裁判があつたときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせが必要が明らかないと認める場合を除き、地方裁判所に対し、第四十二条第一項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、当該対象者が刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘置所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、又は新たに収容されるときは、同項の申立てをすることができない。当該対象者が外国人であつて出国したときも、同様とする。

3 檢察官は、刑法第二百四条に規定する行為を行つた対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第一項の申立てを

しないことができる。ただし、他の対象行為をも行った者については、この限りでない。

(鑑定入院命令)

第三十四条 前条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせが必要が明らかにないと認める場合を除き、鑑定その他の医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間院させる旨を命じなければならない。

この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に關し、裁判所と同一の権限を有する。前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることがないこと及び弁護士である付添人を選任することができると説明した上、当該対象者が第二条第二項に該当するとの理由の要旨及び前条第一項の申立てがあつたことを告げ、陳述する機会を与えるなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して二月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもつて、この期間を延長することができない。

4 裁判官は、検察官に第一項の命令の執行を嘱託するものとする。
5 第二十八条第二項、第三項及び第六項並びに第二十九条第三項の規定は、前項の命令の執行について準用する。
6 第一項の命令は、判事補が一人で発することができる。

(必要的付添人)
第三十五条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。(精神保健参与員の関与)

第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に関与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(対象者の鑑定)

第三十七条 裁判所は、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するための法律による医療を受けさせる必要がある。

この法律による医療を受けさせる必要があることか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該必要が明らかにないと認める場合は、この限りでない。

前項の鑑定を行うに当たつては、精神障害の類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行つた当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする。

第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に基づき、この法律による入院による医療の必要性に関する意見を付さなければならない。

第二項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の実施に当たつて留意すべき事項を示すことができる。

裁判所は、第三十四条第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他の医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は

第五項までの規定は、この場合について準用する。

(保護観察所による生活環境の調査)
第三十八条 裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる。

(審判期日の開催)

第三十九条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、審判期日を開かなければならぬ。ただし、検察官及び付添人に異議がないときは、この限りでない。

第三十六条 裁判所は、審判期日に出席しなければならない。

される理由の要旨及び第三十三条第一項の申立てがあつたことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聽かなければならない。ただし、第三十一条第八項に規定する場合における対象者については、この限りでない。

(申立ての却下等)
第四十条 裁判所は、第二条第二項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもつて、申立てを却下しなければならない。

一 対象行為を行つたと認められない場合
二 心神喪失者及び心神耗弱者のいすれでもないと認める場合

裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならない。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から二週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。

(対象行為の存否についての審理の特則)

裁判所は、第二条第二項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、必要があると認める決定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、検察官及び付添人の意見を聴いて、前条第一項第一号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができる。

前項の合議体は、裁判所法第一六条第二項に規定する裁判官の合議体とする。この場合において、当該合議体には、処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官が加わることができる。

第一項の合議体による裁判所は、対象者の呼出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に關し、処遇事件の係属する裁判所は、第一項の合議体による裁判所の審理が行われている間におりを有する。

4 処遇事件の係属する裁判所は、第一項の合議体による裁判所の審理が行われている間においてても、審判を行うことができる。ただし、処遇事件を終局させる決定(次条第二項の決定を除く)を行うことができない。

第一項の合議体による裁判所が同項の審理を行うときは、審判期日を開かなければならぬ。この場合において、審判期日における審判の指揮は、裁判長が行う。

第三十九条第一項及び第三項の規定は、前項の審判期日について準用する。

7 処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である精神保健審判員は、第五項の審判期日に出席することができる。第一号に規定する事由に該当する旨の決定又は当該事由に該当しない旨の決定をしなければならない。

8 前項の決定は、処遇事件の係属する裁判所を拘束する。

(入院等の決定)

第四十二条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合は、第三十七条第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

三 前二号の場合に当たらないときは、この法律による医療を行わない旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもつて、当該申立てを却下しなければならない。

(入院等)

第四十三条 前条第一項第一号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院によらない医療を受けなければならぬ。

3 厚生労働大臣は、前条第一項第一号又は第二号の決定があつたときは、当該決定を受けた者が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関又は入院によらない医療を受けるべき指定通

裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもつて、当該申立てを却下しなければならない。

3 裁判所は、第一項第二号の決定をする場合において、第四十二条第一項第二号又は第五十二条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨の決定をすることができる。第五十六条第三項の規定は、この場合について準用する。

4 第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項第一号の決定を受けた者について準用する。

5 第四十五条第一項から第五項までの規定は、第一項第一号の決定の執行について準用する。

6 第二十八条第一項及び第四項から第六項までの規定は、前項において準用する第四十五条第一項第一号の規定による同行状の執行について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」と読み替えるものとする。

(対象者の鑑定)

第六十二条 裁判所は、この節に規定する審判のために必要があると認めるときは、対象者に関する精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認められる医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項からの規定は、この場合について準用する。

2 裁判所は、第六十条第一項前段の命令が発せられたない対象者について前項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ前条第一項又は第二項の決定があるまでの間院在させる旨を命ずることができる。第六十条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。(準用)

第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

(抗告) 第六節 抗告

第六十四条 檢察官は第四十条第一項又は第四十二条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第五十一条第一項又は第二項の決定に対し、保護観察所の長は第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項から第三項までの決

定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不當を理由とする場合に限り、二週間に内に、抗告をすることができる。

2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十条第一項、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項若しくは第三項の決定に対し、二週間に内に、抗告をすることができる。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することができる。

第六十九条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することができる。

2 2 対象者、保護者又は付添人は、第三項の規定による裁判所の裁

判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく第四十条第一項又は第四十二条第一項の決定に対する抗告があつたときは、抗告裁判所の判断を受ける。

第六十五条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であつても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査ができる。

2 (抗告の取下げ)
2 (抗告裁判所の調査の範囲)

第六十七条 抗告裁判所は、第四十二条の決定に對して抗告があつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又は第二項に規定する期間の経過後にあつたものであることが明らかなときは、この限りでない。

2 (抗告審の裁判)
2 (抗告裁判所の調査の範囲)

2 抗告が理由のあるときは、決定をもつて、事件を原裁判所に差し戻しし、又は他の地方裁判所に移送しなければならない。

3 第一項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

第六十八条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

2 前項の規定は、前項の場合は、原裁判所の処分に対する不服申立て(裁判官の処分に対する不服申立て)

2 前項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第六十九条 原告は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴提起したとき、又は当該対象者に對して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

2 檢察官は、第五十条、第五十五条並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

2 (申立ての取下げ)
2 (抗告の取下げ)

第七十条 檢察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第六十八条の決定に対し、二週間に内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者が明示した意思に反して、抗告をすることができる。

第七十一条 前条第一項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

2 第六十五条から第六十七条规定まで及び前条の規定は、前項の抗告に關する手続について準用する。

2 前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消さなければならぬ。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

2 (裁判官の処分に対する不服申立て)
2 (警察官の援助等)

第七十二条 裁判官が第三十四条第一項前段又は第六十条第一項前段の命令をした場合において、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかつたこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいすれでもないこと又は対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行ううこ

となく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要がないことを理由としてすることができない。

3 第一項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

第七十三条 対象者、保護者又は付添人は、第三十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条规定第一項の規定による不服申立てをすることができる。

2 ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることができない。

第七十四条 第五十条、第五十五条並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

2 (申立ての取下げ)
2 (抗告の取下げ)

第七十五条 第二十六条第二項若しくは第三項若しくは第四十五条第四項若しくは第五項(第六十一条第五項において準用する場合を含む)の同行状、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十二条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定

については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

2 警察官は、第二十四条第五項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場

一項第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。

2 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、第四十二条第一項第二号又は第五十条第一項第二号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。

(資料提供の求め)

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行つたため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(相談、援助等)

第九十一条 指定医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うよう努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

第四節 入院者に関する措置

(行動制限等)

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかるわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限については、これを行うことができない。

は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると思料するとき、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管轄者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に對し、必要な措置を採ることを命ずることを請求する。

(処遇改善の請求による審査)

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者に關し審査を求めなければならない。

2 社会保障審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに關し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限については、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聽かなければならない。

大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めたときは、この限りでない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限については、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聽かなければならない。ただし、社会保障審議会がこれら者の意見を聴く必要がないと特に認めめたときは、この限りでない。

4 社会保障審議会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の意見を聴かなければならない。

2 前項の基準に適合していないと認めるときは、当該審査に係る入院中の者の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

4 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をして報告を求めて、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をして報告を求めて、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を講ずべき事項及び期間を示して、処遇を確保するための改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を講ずることを命じることができる。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をして報告を求めて、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。

7 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をして報告を求めて、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。

8 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をして報告を求めて、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。

9 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

10 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

11 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

12 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

13 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

14 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

15 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

16 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

17 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

18 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

19 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

20 厚生労働大臣は、必要があると認められた者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

5 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

6 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

8 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

9 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

10 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

11 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

12 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

13 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

14 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

15 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

16 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

17 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

18 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

19 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

20 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

21 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

22 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

23 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

24 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

25 第二項の規定により立入検査又は質問の権限については、当該検査に係る前条の規定による請求をした者及び当該検査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条まで又は旧刑法第一百八十条(旧刑法第一百七十六条から第一百七八条までに係るものに限る。)に規定する行為は、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第二条第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる行為とみなす。